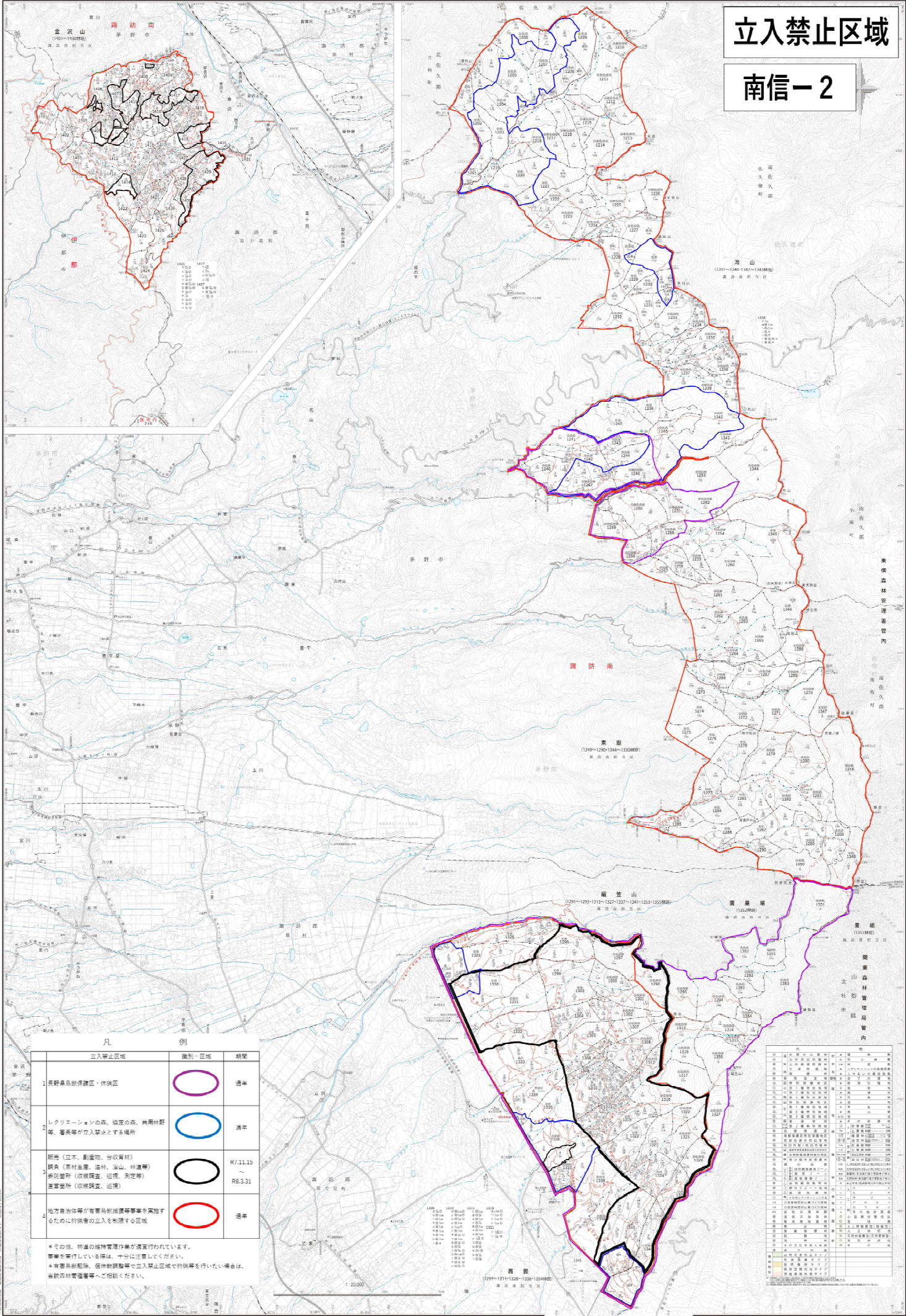


立入禁止区域

南信一2



凡 例		
立入禁止区域	識別・区域	期間
1.長野県鳥獣保護区・休養区		通年
レクリエーションの森、憩いの森、県民林野等、署長等が立入禁止とする場所		通年
断尾（立木、倒産物、分収育林）調査（県民生活、造林、治山、林道等）調査箇所（収獲調査、追伐）		R7.11.15 ～ R8.3.31
地方自治体等が有害鳥獣駆除等事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域		通年

※その他、林道の維持管理作業が適宜行われています。
事業を実施している際は、十分に注意してください。
※有害鳥獣駆除、樹木伐倒等立入禁止区域で狩猟等を行いたい場合は、
当該森林管理署等へご相談ください。

区画番号	区画名称	面積	備考
1	長野県鳥獣保護区・休養区	1,234.56	
2	レクリエーションの森、憩いの森、県民林野等	2,345.67	
3	断尾（立木、倒産物、分収育林）調査箇所	3,456.78	
4	地方自治体等が有害鳥獣駆除等事業を実施する区域	4,567.89	
5	長野県鳥獣保護区・休養区	5,678.90	
6	レクリエーションの森、憩いの森、県民林野等	6,789.01	
7	断尾（立木、倒産物、分収育林）調査箇所	7,890.12	
8	地方自治体等が有害鳥獣駆除等事業を実施する区域	8,901.23	
9	長野県鳥獣保護区・休養区	9,012.34	
10	レクリエーションの森、憩いの森、県民林野等	10,123.45	
11	断尾（立木、倒産物、分収育林）調査箇所	11,234.56	
12	地方自治体等が有害鳥獣駆除等事業を実施する区域	12,345.67	
13	長野県鳥獣保護区・休養区	13,456.78	
14	レクリエーションの森、憩いの森、県民林野等	14,567.89	
15	断尾（立木、倒産物、分収育林）調査箇所	15,678.90	
16	地方自治体等が有害鳥獣駆除等事業を実施する区域	16,789.01	
17	長野県鳥獣保護区・休養区	17,890.12	
18	レクリエーションの森、憩いの森、県民林野等	18,901.23	
19	断尾（立木、倒産物、分収育林）調査箇所	19,012.34	
20	地方自治体等が有害鳥獣駆除等事業を実施する区域	20,123.45	